

改正

平成29年7月26日告示第15号

辰野町地域食材加工設備等整備補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略における特産品開発、農産物や特用林産物などの地域食材の販路拡大を図るため、食材加工設備等の設置又は整備に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「食材加工設備等」とは、食材加工又は保管用機械設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 辰野町内に事業拠点をおく事業者（個人事業主を含む）又は生産者で構成する団体
- (2) 辰野町内で生産される食材の販路拡大につながる事業計画を策定し、町長の承認を得た者
- (3) 辰野町内の生産者団体との供給体制が既に確立されている者

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、辰野町地域食材加工設備等整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 食材加工設備等に係る見積書の写し
- (4) 辰野町内の生産者団体との供給体制を証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を辰野町地域食材

加工設備等整備補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の交付決定を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助金の変更又は中止）

第7条 前条の交付決定を受けた者が、補助事業の内容を変更しようとするとき又は中止するときは、辰野町地域食材加工設備等整備補助金変更・中止申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

- 2 町長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について辰野町地域食材加工設備等整備補助金変更等交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、辰野町地域食材加工設備等整備補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業収支決算書（様式第8号）
- （2） 領収書等支払いを証する書類の写し
- （3） 食材加工設備等の写真
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し辰野町地域食材加工設備等整備補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求手続）

第10条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに町長に辰野町地域食材加工設備等整備補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付する。

（概算払等）

第12条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の10分の8以内の額を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けようとする申請者は、第6条の規定による交付決定通知後、辰野町地域食材加工設備等整備補助金概算払交付申請書（様式第11号）に理由を付して町長に提出しなければならない。

（概算払の額の確定）

第13条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき時期および補助金の額を確定し、辰野町地域食材加工設備等整備補助金概算払交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（概算払の交付）

第14条 申請者は、概算払を受けようとするときは、辰野町地域食材加工設備等整備補助金概算払交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第15条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消し又はすでに交付をした補助金を返還させることができる。

（1） 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

（2） この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年7月26日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の辰野町地域食材加工設備等整備補助金要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 補助対象経費および補助金額 |
|--|
| 食材加工設備等の設置又は整備に要する経費の10分の9以内の額とし、300万円を限度とする |